

各種監査について

1 定例監査

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、財産の管理等について、適切な執行がなされているかを監査しました。

平成23年定例監査では、東京都の全28局を対象に、平成22年度の事業執行分について監査を実施しました。

● 監査実施状況

	監査実施箇所	実施率
本庁	138	100%
事業所	315	41.4%

監査の結果

15局・約40億円の契約等について

指摘 74件

意見・要望 3件

指摘金額 約4,139万円

※ 収入漏れ・不経済支出（20件）の額

主な指摘事項

適正でない契約事務を行っていたもの

病院経営本部（指摘の対象とした契約金額 106万円）

状況

都立松沢病院では、文房具等の購入において、随時、物品を納入させ、後日まとめて契約関係書類を作成していました。

指摘

税金の無駄づかいや事故を防止するため、契約を行う際には、購入先や契約金額を決定するための手順が定められています。

そのため、正しい手順を守って、契約を行うよう求めました。

割高なリース料で再リースしていたもの

病院経営本部（指摘金額 1,258万円）

状況

都立駒込病院では高周波温熱治療装置を再リースする際に、再リース時の一般的な相場よりも割高な金額で契約しており、11年間で約1,258万円の不経済支出が生じていました。

指摘

再リースに当たっては、当初のリース料をもとに、適切な水準のリース料を算出して契約するよう求めました。

◎ 重点監査事項「リース契約」 検証結果

平成23年定例監査では、重点監査事項の1つとして「リース契約」を取り上げ、16局におけるリース契約514件（約856億円）について監査を行いました。

リースによる物品調達では、購入したときと同じように物品を利用でき、利用する費用をその期間に応じた支出することができるなどのメリットがありますが、金利相当の費用などが付加されるため、総支出額は購入したときよりも高くなります。そのため、リース契約を選択する際に、経済的かよく検討する必要があります。

監査を通して、次のような状況が認められたので指摘を行っています。

監査で見られた状況

- 積算の根拠が残っておらず、リース契約の妥当性が検証できない
- 短期間しか使用しないパソコンであるのに、リース期間終了後の残存価格を考慮するなどの方法を検討していない
- 再リースを行う場合に備えて、当初のリース契約における金額の内訳を把握していない

改善を求めたこと

- リース契約の特質を十分に理解して、適切な積算を行うこと
- 使用期間が短い場合に、より適切な調達方法を検討すること
- 当初リース契約の締結時にリース料と保守料の内訳を契約書に添付するよう努めること

不適正な配水管布設工事の修正費用が回収困難になったもの

水道局（指摘金額 944万円）

状況

水道局北部支所では、配水管布設工事契約において、配水管が設計よりも浅く埋設されていることが竣工検査の前に判明したにもかかわらず、局の検査部門にすぐに連絡しませんでした。

そのため、局は、工事代金の全額を支払いました。

その後、支所は修正工事を行い、その費用（約944万円）を求償しましたが、受注者は民事再生手続を開始しており、全額の回収は困難になっていました。

指摘

不十分な工事が判明した場合、支所から局の検査部門へすぐ連絡を行うことなどにより、同様の事案が再発しないよう求めました。

◎ 東京都財務諸表について

東京都では、平成18年4月から複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新たな公会計制度を導入し、東京都財務諸表を作成・公表しています。

東京都監査委員は、この財務諸表についても監査を行っています。

平成23年定例監査において平成22年度東京都財務諸表について検証を行った結果、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



財務諸表